

計画事業 進捗状況一覧

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業目標（平成37年度） | 実績（28年度～2年度） | 進捗状況 | 所管課 |
|----|---------------------------|---|--|---|------|----------|
| 1 | 生活介護施設・重症心身障がい児（者）通所施設の整備 | 重度知的障がい者及び重症心身障がい児（者）の日中活動の場を確保するため、民間誘導による通所施設を整備し、障がい者の社会参加と地域での生活を支援します。 | 施設整備 4か所 生活介護 180人 (うち重心通所25人) | 施設整備 5か所 生活介護162人 (うち重心通所15人) 定員増 6か所 生活介護 28人 (うち重心通所 5人) | 達成+ | 障がいサービス課 |
| 2 | 福祉園の改修 | 老朽化の状況を踏まえて福祉園を計画的に改修し、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる環境を整備します。 | 改修等に係る検討・調整 3園 | 改修方法・改修時期を検討 民営化の是非を踏まえて改修を検討 | 達成 | 障がいサービス課 |
| 3 | 障がい者福祉センターの改修 | 障がい者福祉センター（高島平福祉園含む）を改修し、障がい者への指導、訓練、相談を行う環境を整備します。 | 改修等に係る検討・調整 | 改修方法・改修時期を検討 民営化の是非を踏まえて改修を検討 | 達成 | 障がいサービス課 |
| 4 | 「障がい福祉計画」の策定 | 法定計画である「障がい福祉計画」を3年に1度策定し、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の計画的な提供に努めます。 | サービスを必要とする障がい者の声を反映させつつ、法定計画として3年に1度の策定を継続していく。 | 策定した計画のモニタリング 計画策定（平成30年度～32年度） アンケート調査実施 | 達成 | 障がい政策課 |
| 5 | 障がい者基幹相談支援センターの開設・運営 | 障害者総合支援法第77条の2の規定に基づき、地域における障がい者相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携の強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成を図ります。 | 障がい者基幹相談支援センターの開設 地域生活支援拠点開設 | 障がい者基幹相談支援センター開設・運営 地域生活支援拠点 調査・検討 | 達成 | 障がい政策課 |
| 6 | 相談支援体制の充実 | 専門的知識を持ち指定を受けた相談支援事業者から適切なサービス利用の提案を受け、モニタリングにより継続的な支援を行います（計画相談・障害児相談支援）。また、地域活動支援センター機能強化事業を活用し、障がい者等からの相談に専門的な対応を行います（一般相談）。 | 指定事業者 42事業者 計画相談支給決定者 4,200人 相談支援専門員による計画作成率85% | 新規指定事業者8事業者 (総指定事業者数38) 計画相談支給決定者 4,561人 相談支援専門員による計画作成率 71% | 達成 | 障がいサービス課 |
| 7 | 事業者への指導体制の整備 | 障害福祉サービス事業者に対し、法令順守等の指導検査及び立ち入り検査を行える体制を整備します。また、適宜事業者連絡会を主催、もしくは事業者による自主的な連絡会に参画し、情報共有を通じたサービスの質の向上に取り組みます。 | 集団指導 年1回 実施検査 年3回 事業者連絡会の主催、参画 年5回 | 集団指導 5か年計4回 実地検査 5か年計11回 事業者連絡会の主催、参画 5か年計14回 | 未達成 | 障がいサービス課 |
| 8 | グループホームの整備促進 | 障がい者を対象とするグループホームの整備を促進し、居住の場を確保するとともに、地域での生活を支え、自立に向けた支援を行います。 | 知的障がい者向けグループホーム 51か所 精神障がい者向けグループホーム 19か所 地域生活支援拠点 1か所 | 知的障がい者対象 8か所開設 ⇒ 45か所 精神障がい者対象 4か所開設 ⇒ 15か所 | 達成 | 障がいサービス課 |

《凡例》「進捗状況」欄の達成状況を表す評語について

「達成+」 計画の事業量を上回る実績となっている。

「達成」 計画事業量の全部又は大部分を達成している、又は計画事業としては完了している。

「未達成」 事業の遅延等により、計画事業量の全部又は大部分が達成していない、又は計画事業として完了していない。

計画事業 進捗状況一覧

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業目標（平成37年度） | 実績（28年度～2年度） | 進捗状況 | 所管課 |
|----|---------------------------|---|---|--|------|----------|
| 9 | 乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット） | 乳幼児の発達を支援するために、関係機関（専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小学校、教育支援センター、発達障がい者支援センター等）が情報の共有化や支援体制の課題について検討する連絡会を開催し、有機的な連携体制を推進します。 | 連絡会を年2回開催し、有機的な関係機関連携のさらなる充実を図り、区内の支援体制に関する課題の共有及び対策の検討を行う。 | 連絡会 5か年計10回 各機関の活動報告と情報共有、意見交換等実施 | 達成 | 健康推進課 |
| 10 | あそびを通した早期発達支援事業 | 言葉や行動の発達に遅れの心配のある2歳児とその保護者に対して、グループでの親子あそびを通じて、児童の発達を促すとともに、経験が不足している親の子育てを支援します。 | 板橋・赤塚・志村各健康福祉センターで実施 年36回 | 板橋・赤塚・志村各健康福祉センターで実施 年36回 | 達成 | 健康福祉センター |
| 11 | 療育支援施設の整備促進 | 発達に障がい、もしくは遅れや偏りのある就学前の児童に対する療育機関の整備を促進し、児童の成長を支える体制の強化を行います。また、地域における障がい児相談支援や関係機関等との連携強化を図るため、中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを整備します。 | 児童発達支援センター整備2か所 (うち新規1か所) | 施設整備 検討 児童発達支援センター 1か所 | 達成 | 障がいサービス課 |
| 12 | 発達障がい者支援センターの開設・運営 | 発達障がいのある人（16歳以上）またはその家族等に対し、相談等に応じ、ライフステージに合わせた支援体制を整備するため、発達障がい者支援センターを整備し、自立と就労支援に向けた取り組みを実施します。 | 発達障がい者支援センター整備 1か所 | 調査・検討 開設準備 令和2年秋頃開設予定 | 達成 | 障がいサービス課 |
| 13 | 子ども発達支援センター専門相談 | 発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児から概ね15歳までの児童とその家族等を対象に、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士、ソーシャルワーカーによる個別の面接相談を行うことにより、子どもの発達と家族等の子育てを支援します。 | 相談待機期間の短縮等相談事業の充実を図る。 | 専門相談の充実 | 達成 | 健康推進課 |
| 14 | 特別支援教室の導入 | 通常の学級において特別支援教育の対象となる児童・生徒への教育的支援の充実を図るために、東京都が策定した「特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、特別支援教室を全小学校に導入します。 | 小学校は、全校での巡回指導の実施。 中学校は、東京都の計画に沿って特別支援教室の設置、巡回指導の開始を検討。 | 特別支援教室設置準備小学校 28校 小学校特別支援教室（巡回指導）全校完全実施 中学校特別支援教室（巡回指導）全校試行実施 | 達成 | 指導室 |
| 15 | 特別支援学級の整備・充実 | 知的障がいや発達障がいなど、特別な支援を必要とする児童・生徒への特別支援教育の充実を図るために、新たに特別支援学級を整備します。 | 特別支援学級の整備率50% | 小中学校 28校/74校(38%) | 未達成 | 指導室 |
| 16 | 難病患者に対する支援 | 難病当事者団体によるピアカウンセリングや講演会を支援し、膠原病患者交流会を開催することで難病患者に対する支援を行っています。 | 継続実施 | ピアカウンセリングの参加 患者団体主体の講演会の支援 膠原病交流会17回 | 達成 | 予防対策課 |

計画事業 進捗状況一覧

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業目標（平成37年度） | 実績（28年度～2年度） | 進捗状況 | 所管課 |
|----|---------------------|--|---|---|------|--|
| 17 | 中途障がい者に対する支援 | 高次脳機能障がいや難病等の中途障がい者の日中活動の場として活動している、地域活動支援センターに対し助成します。また、障がい当事者によるピアカウンセリングや区立障がい者福祉センターで高次脳セミナーを開催します。 | 地域活動支援センター 延6,000人利用 ピアカウンセリング12回 高次脳セミナー2回 | ●地域活動支援センター利用 5年間の平均 5,066人 ●ピアカウンセリング 5年間の平均 11回 ●高次脳セミナー 5年間平均1.6回 | 達成 | 障がい サービス 課 |
| 18 | 地域との交流支援 | 商店街等の地域主体が実施するイベントに、福祉園等の障がい者団体が共同参画することを支援し、障がい者と地域住民の交流を支援し、社会参加の場の充実を図ります。 | 区内各福祉園が、各地で開催される地域イベントに参画。 | 各福祉園の状況・意向調査 地域団体との交流 地域イベントへの参画 | 達成 | 障がい サービス 課 |
| 19 | 障がい者（児）余暇活動支援 | 障がい児の健全な成長のため、障がい児向け余暇活動を実施する団体へ指導員の派遣を行うとともに、成年期の就労啓発のため、企業で働く、または働く意欲のある障がい者が交流の輪を広げる余暇活動交流会を実施し、相互交流を支援します。 | 余暇活動登録者数 1,050人 登録障がい児 250人 登録障がい者 800人 | 登録障がい児 672人 登録障がい者 1,222人 | 達成+ | 障がい政 策課、障 がいサー ビス課 |
| 20 | 広域にわたる障がい者スポーツ大会の推進 | 障がいの有無や年齢を問わず、誰でも参加し、活動できるユニバーサルスポーツの広域的な大会を板橋区で開催する事により、ユニバーサルスポーツを普及し、誰もがスポーツに参加し、楽しさを知ることができる環境を実現します。 | 広域にわたる障がい者スポーツ大会の開催 | 近隣自治体とのチャレンジボッチャ開催 | 達成 | 障がい政策 課、スポー ツ振興課、 オリンピック ・パラリ ンピック推 進担当課 |
| 21 | 障がい者理解促進事業 | 障がい者当事者を講師とし、小・中・高・大学及び町会、自治会、各種団体などに向けた福祉体験学習を実施するとともに、ふれあいコンサート等の交流を行うことにより、障がいに対する区民の理解を深め、地域におけるノーマライゼーションの普及、促進を図ります。 | 参加者 4,350人 | 参加者 4年間の平均 4,046人 R2年度 新型コロナウィルスの影響により実績減の見込み | 達成 | 障がい サービス 課 |
| 22 | 障がい者週間記念行事 | 障がい者週間を記念し、各種事業、作品展示、販売を行うとともに、障がい者福祉の増進に努め、功績のあった方を表彰することにより、障がい者の社会参加の場を広げ、地域におけるノーマライゼーションの普及、促進を図ります。 | 参加者 1,960人 | 参加者 4年間の平均 1,848人 R2年度中止 | 達成 | 障がい サービス 課 |
| 23 | 一般就労と就労定着の推進 | 区内障がい者に就労を啓発し、また能力開発を支援しつつ、一般就労との後の職場定着を支援します。 | 一般就労 年間130人 就労後1年以内の就業継続率 90%以上 | 一般就労 105人(令和元年度) 就労後1年以内の就業継続率 89.5%(令和元年度) | 達成 | 障がい政 策課 |

計画事業 進捗状況一覧

| 番号 | 事業名 | 事業概要 | 事業目標（平成37年度） | 実績（28年度～2年度） | 進捗状況 | 所管課 |
|----|--------------------|--|---|--|------|------------|
| 24 | チャレンジ就労の推進 | 区内障がい者の過渡的就労として、区の臨時職員（地方公務員法第22条）として雇用し、チャレンジ就労の機会を提供し、一般就労のステップとします。業務内容は事務補助及び軽作業等、配属先で指示する内容であり、雇用期間は原則3か月（1回のみ更新可能）です。 | チャレンジ就労枠 5人 | チャレンジ就労枠5人 業務の切り出し 円滑な能力開発 | 達成 | 障がい政策課、人事課 |
| 25 | 福祉園利用者の能力向上の取り組み | 福祉園等利用者の清掃訓練事業（三園福祉園を研修の場として使用）により、清掃技術の習得と就労に向けた能力の向上や就労の機会の向上をめざし、自立に向けた取り組みを行います。 | 特別養護老人ホームから清掃業務一部を新規受託 福祉園6園が参加 | 特別養護老人ホームから清掃業務一部を新規受託 毎年5～6園参加 | 達成 | 障がいサービス課 |
| 26 | 優先調達活動の推進 | 区内就労支援事業所等に通う障がい者の工賃アップのため、障害者優先調達推進法に基づいて毎年「板橋区障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労施設等からの優先調達を推進します。 | 優先調達目標 年間2,500万円 | 優先調達実績 1,661万7964円 (令和元年度) 令和2年度 優先調達目標 1,600万円 | 未達成 | 障がい政策課 |
| 27 | 作業所等経営ネットワークの機能強化 | 区内就労支援事業所等に通う障がい者の工賃アップのため、自主生産品の販路拡大に努めるとともに、一般企業等からの発注を勧奨し、地域でのネットワークを構築します。 | 様々なチャネルを用いた販路確保に努めるとともに、商品開発体制を支援し、地域でのネットワークを構築することで、一般企業等が就労支援事業所等に発注しやすい環境を整える。 (専門家派遣30回、あっせん年30件) | 専門家派遣 5年間の平均 約9回 あっせん 5年間の平均 約13回 | 未達成 | 障がい政策課 |
| 28 | 職員対応要領の策定・見直し | 障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、板橋区職員が事務・事業を行うに当たり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や不当な差別的取扱いの例や合理的配慮の好事例を示した「障がいを理由とする差別の解消のための板橋区職員対応要領」を定め、適宜見直します。 | 職員対応要領の適切な運用 | 職員等への周知 要領の施行 要領の見直し（改訂） | 達成 | 障がい政策課 |
| 29 | 成年後見区長申立・申立報酬の費用助成 | 親族による審判申立が困難だが成年後見人制度を利用することが必要と認められる判断能力が不十分な知的障がい者対し、区長による後見開始等の審判申立を行い権利擁護を図ります。 また、申立費用や後見人等の報酬を支払うことが困難な低所得者に対して、費用を助成します。 | 区長申立 5件 報酬費用助成20件 | ●区長申立 5年間の平均約3件 報酬費用助成 5年間の平均約110件 | 未達成 | 障がい政策課 |
| 30 | 障がい者（児）の虐待防止への対応 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることがないよう支援に取り組みます。 | 虐待防止に向け適切に対応する。 | 通報への適切な対応 関係者会議の開催 | 達成 | 障がい政策課 |